

(令和7年4月1日現在)

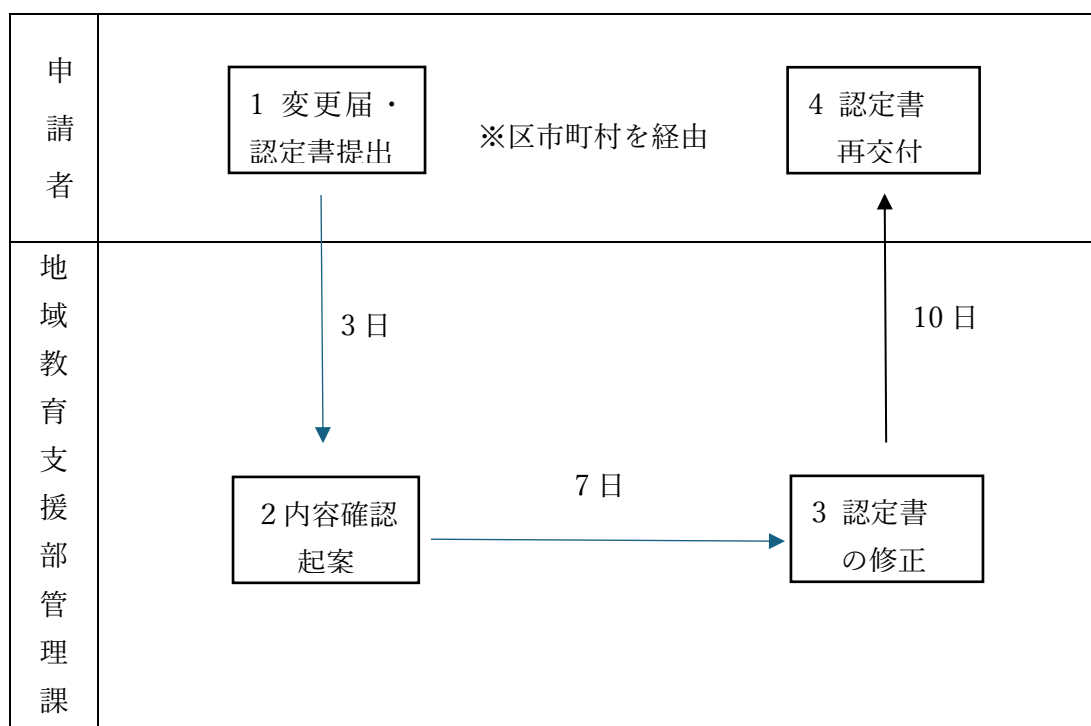
事務処理フロー図

事務名	指定書の再交付・書換え
根拠法令	東京都文化財保護条例施行規則第4条、第5条

作成部署 教育庁地域教育支援部管理課文化財保護担当 電話 03-5320-6862

標準処理期間計	20日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	変更届・認定書提出	変更内容（所有者、所有者の氏名、住所、所在場所等）について、変更届に必要な書類及び認定書を添付して提出していただきます。※区市町村経由
2	内容確認起案	変更内容及び書類等を確認し、不備がない場合は意思決定を行います。
3	認定書の修正	変更内容を認定書に加筆します。
4	認定書再交付	3で加筆した認定書を再交付します。※区市町村経由